

しが農業女子 100 人プロジェクト規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会はしが農業女子 100 人プロジェクト（以下本会と称す）という。

(目 的)

第 2 条 本会は滋賀県内で農業を営む女性の技術経営能力の向上、後進農家の育成をはかり、地域農業の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本会は事務所を滋賀県守山市今浜町 2 4 2 8 - 2 に置く

(事 業)

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 滋賀県内の女性農業者に関する情報発信事業
- (2) 滋賀県内の女性農業者の販売力を強化させる事業
- (3) 滋賀県内の女性農業者の経営力及び技術力を向上させる事業
- (4) 滋賀県内で新たに農業を始める女性を増やすための事業
- (5) 各種団体との連携事業
- (6) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 5 条 本会の会員は、次の 4 種とする

- (1) 正会員

滋賀県内で農業に携わる女性で本会の目的に賛同して入会した個人

- (2) サポーター会員（個人/法人/団体）

本会の目的に賛同したものでこれを援助する個人または法人及び団体

- (3) 学生会員

農業高校、農学部、その他農業に興味のある学生

(4) 特別会員

当会の活動支援を表明する行政機関や学術機関等理事会により承認した機関

(入 会)

第6条 入会を希望する者は入会申込書を会長に提出し、理事会の協議を経て、会費を納入することで入会とする。

(会 費)

第7条 正会員およびサポーターは別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは理事会の議決により除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき

(2) 本会の名誉を棄損し、または本会の設立趣旨に反する行為をしたとき

第3章 役員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

代 表 1名

副代表 2名

理 事 3名以上12名以内（会長、副会長含む）

監 事 1名

(選 任)

第11条 役員は総会において選任する。

(任 期)

第 12 条 役員の任期は 1 年とし再選を妨げない

(任 務)

第 13 条 役員の任務は次のとおりである

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する
- (3) 理事は本会の事業を検討、遂行する
- (4) 監事は会務を監査しその結果を総会に報告する。

第 4 章 会議

(種 別)

第 14 条 本会は総会と理事会の機関を置く

(機 能)

第 15 条 次の事項は総会の議決を経なければならない

1. 規約改正
2. 事業報告及び収支決算報告
3. 役員の選出
4. 事業計画及び収支予算案
5. その他会務執行に必要な事項

(招 集)

第 16 条 総会は会長が招集する。ただし、構成員の 3 分の 1 以上から要求があった場合、これを招集しなければならない。

(定足数)

第 17 条 総会は正会員の過半数をもって成立し、理事会においては理事の 3 分の 2 以上の出席なければ開催することができない

(議事録)

第 18 条 会議の議事については議事録を作成しなければならない

第5章 会計 事業計画等

(資産の構成)

第19条 本会の資産は会費、寄付金品、事業に伴う収入、資産から生じる収入、その他収入をもって構成する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

(理事の承認)

第21条 次にあげる事項は理事の承認を受けなければならない。

1. 予算に定められた使途金額の変更
2. 特に異例な支出

(会計簿)

第22条 出納事項を明らかにするため現金出納簿と総勘定元帳を備える

(旅 費)

第23条 役員旅費については支給することができる。

第6章 事務局等

(事務局)

第24条 本会の業務を処理するため事務局を置き、職員は会長が任免する

(支 部)

第25条 本会は必要により支部を設置することができる。

(付則)

1. この規約は平成30年8月1日より施行する。